

平成 18 年度 知的財産政策関連予算案等の概要

平成 17 年 12 月
特 許 庁

「知的財産立国」の実現に向け、「新産業創造戦略」及び「知的財産推進計画 2005」に沿って、以下の施策を中心に知的財産政策を強力に推進。

- ・ 世界最高水準の迅速・的確な特許審査の実現
- ・ 模倣品対策とデザイン・ブランドの保護強化
- ・ 地域・中小企業の知的財産活用に対する支援
- ・ 知的創造サイクル活性化のための環境整備

平成 18 年度 特許特別会計 予算案 (歳出)

1,186 億円 (平成 17 年度予算額 1,176 億円)

・ 世界最高水準の迅速・的確な特許審査の実現

「審査順番待ち期間」を 2013 年に世界最高水準である 11 ヶ月に短縮するための施策を総合的に実施し、最終的には審査順番待ち期間ゼロを目指す。【768 億円 (750 億円)】

1. 任期付審査官の大幅増員

98 人

今後約 80 万件にも上ると予想される審査順番待ち案件を迅速・的確に処理するため、平成 16 年度から平成 20 年度までの 5 年間において、合計 500 人を目標に任期付審査官を確保する。

2. 先行技術調査の強化

167 億円 (152 億円)

民間能力を活用する特許審査の先行技術調査 (サーチ) を強化するため、登録調査機関の増大を図りつつ、外注件数の拡大 (20 万件) 及び内容の充実 (審査効率の高い「対話型」の拡大) を行う。

3. 業務・システムの最適化

292億円(270億円)

成果重視事業の活用(弾力的予算執行が特徴)

「特許庁業務・システム最適化計画」に基づき、審査・審判の迅速化及び外部ユーザーへの情報提供の拡充の飛躍的向上を可能とする。

新事務処理システムの開発

27億円(初年度)

【新事務処理システムにより実現できる項目の例】

- ・ 出願・審査書類情報のリアルタイムでの提供
- ・ ホスト・コンピュータ(レガシー・システム)の廃止

4. 知的財産保護の国際調和・協力の推進

WIPO(世界知的所有権機関)等における特許制度の国際調和に向けた取組みを推進するとともに、米欧その他の外国特許庁との間でサーチ・審査結果等の相互利用を行うことにより国際的な審査迅速化や利用者の利便性向上を図る。このため、平成18年度に我が国において開催する予定の日米欧三極特許庁会合や先進国会合を活用して積極的なリーダーシップを発揮する。

我が国が提案している「特許審査ハイウェイ構想」(第一国で特許された出願については、外国においてより簡素な手続で早期審査を受けることができるようにするもの)の実現に向けた取組の推進

日米欧三極間の審査情報の電子的交換(三極ドシエ・アクセス・システム)の強化
日米特許庁間における出願書類(優先権証明書データ)の電子的交換

・ 模倣品対策とデザイン・ブランドの保護強化

我が国産業の国際競争力の維持・強化に資するため、アジア等における模倣品対策の充実や新たな付加価値の源泉となるデザイン(意匠権)やブランド(商標権)の保護強化を図る。

1. アジア等における模倣品対策の充実

10.2億円(9.5億円)

侵害発生国における模倣被害を防止するため、我が国産業界とも連携を図りつつ、各般の模倣品対策を強化するとともに、我が国消費者等への普及啓発を行う。

侵害発生国の取締機関(裁判所、税関、警察等)の能力向上支援、日本企業の権利行使等に対する支援

4.6億円(3.2億円)

各国の知財関連人材の育成支援(受入研修)

4.0億円(4.1億円)

中小企業知的財産権保護対策事業(一般会計)

0.6億円(0.6億円)

2. デザインやブランドの保護強化

1.9億円(0.4億円)

新たな付加価値の源泉となるデザインの保護強化や模倣品対策の強化を図るとともに利便性を向上させるため、意匠制度を見直すとともに、意匠インターネット公報を開始する。

また、地域が育むブランド保護のために平成18年4月より新たに施行される地域団体商標制度の周知を図り、円滑に実施する。

意匠法等の改正(次期通常国会提出予定)

意匠インターネット公報の開始

0.4億円(新規)

地域団体商標制度の周知、円滑な実施

1.0億円(0.4億円)

・地域・中小企業の知的財産活用に対する支援

知的財産面から地域再生に資するとともに、中小企業の権利取得等を支援するため、総合的な施策を実施する。

1. 地域における戦略的な知財施策の展開

6.3億円(1.8億円)

地域の関係する官民の組織・専門家が協力して地方経済産業局毎に設置が進んでいる「地域知財戦略本部」を後押しし、各本部が策定する「地域知財戦略推進計画」に基づく各種事業の実施を支援する。〔地域知的財産戦略本部事業〕

2. 中小企業の権利取得支援

11.9億円(10.3億円)

中小企業の知的財産権の取得に必要な先行技術調査を実施するとともに、知識の修得の支援を拡充し、よりきめ細かい対応を図る。

中小企業等特許先行技術調査支援事業

4.8億円(4.8億円)

産業財産権相談会

2.6億円(1.2億円)

産業財産権制度説明会

0.9億円(0.8億円)

早期審査・早期審理制度、巡回審査・巡回審理
料金減免制度の手續簡素化等による利用拡大

中小企業知的財産啓発普及事業(一般会計)

1.0億円(新規)

. 知的創造サイクル活性化のための環境整備

産業財産権情報の迅速・豊富な提供、人材育成、企業経営者の意識改革等により、創造・保護・活用からなる知的創造サイクル活性化のための環境整備を行う。

1 . 産業財産権情報の提供と人材育成の推進 128億円(129億円)

「知的財産立国」にとって不可欠な「情報」と「人」という基盤の強化に向けた事業を(独)工業所有権情報・研修館を活用して展開する。

「特許電子図書館」(産業財産権情報提供)のサービス向上
出願人向けサービスの強化

- ・インターネット出願の支援(業務追加)
- ・特許情報の活用アドバイスの実施等

先行技術調査業務実施者(サーチャー)などの知財専門人材の育成

2 . 産業界の意識改革

企業経営者等の意識改革を通じて、研究成果の知的財産としての戦略的な保護・活用を促すとともに、出願・審査請求内容の精査等、出願・審査請求構造の改革を推進する。

【意識改革の例】

- * 経営戦略上、真に必要な特許出願・審査請求を行うよう促す
- * 質の高い特許取得を促す
- * 出願取り下げ・放棄制度の利用を促す